

「指宿市民会館」ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 募集目的

本市では、市有施設を有効に活用し、新たな歳入の確保と施設の市民サービスの向上及び地域活性化を図ることを目的として、指宿市民会館に係るネーミングライツ・パートナーを募集します。

2 対象施設

(1) 施設名称 指宿市民会館

(2) 所在地 鹿児島県指宿市東方 9300 番地 1

(3) 施設概要

ア 建築年 令和 4 年 5 月（築 3 年）

構 造 鉄骨造（2 階建て）

敷地面積 93,682 m²

建築面積 2,633.27 m²

延床面積 3,277.46 m²

イ （1 階）大ホール（収容人員 805 人）、リハーサル室（収容人員 60 人）、小会議室（収容人員 24 人）、楽屋 1（収容人員 12 人）、楽屋 2（収容人員 12 人）、創作活動室 1（収容人員 16 人）、ホワイエ、エントランスホール、事務室、倉庫、トイレ

（2 階）創作活動室 2（収容人員 16 人）、調整機器室、機械室、トイレ

ウ 年間使用人数 約 24,000 人程度

エ 管理運営：指宿市直営（令和 8 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入予定）

(4) ホームページ

URL:<https://www.city.ibusuki.lg.jp/main/kyoiku/page026022.html>

3 対象施設の稼働状況等

別添資料のとおり

4 募集内容

ネーミングライツ・パートナーの応募に当たっては、次の項目について提案してください。

(1) 愛称

ア 市民が親しみやすい愛称としてください。

イ 施設の設置目的・イメージ等にふさわしい愛称としてください。

ウ 愛称名に「指宿・いぶすき・IBUSUKI」を付すなど、指宿市に在る公共施設であることが分かる愛称を希望します。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。

ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツ・パートナーと協議の上、その可否を決定するものとします。

※ あくまで愛称を付けるものであり、条例に定められている正式名称を変更するものではありません。

(2) 契約期間

原則、3年以上10年以内とします。

なお、愛称使用開始日は、令和8年4月1日を予定しております。

※ 契約期間満了時に愛称の期間更新を希望する場合は、優先交渉権を有することとします。

(3) ネーミングライツ料

1年間当たり100万円程度を希望します。

なお、上記希望額はあくまで参考価格であり、本市希望額を下回る提案も可とします。

(4) 施設の魅力向上に関する提案

対象施設の市民サービスの向上に資する提案を募集します。

なお、本項目は提案がなくても構いませんが、積極的な提案を期待します。

5 応募資格

応募できる法人等は、ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他団体とします。

ただし、個人及び次のいずれかに該当する法人等は応募できないこととします。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 消費者金融及び高利貸しに該当する事業者
- (4) ギャンブルに該当する事業者（ただし、公営ギャンブルは除く。）
- (5) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (6) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者
- (8) 本市から指名停止措置を受けている事業者
- (9) 市税及び使用料などの債務を滞納しているもの
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 前各号に掲げるもののほか、本市のネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる団体等

6 応募方法

(1) 募集期間

令和7年10月1日（水）～令和7年12月5日（金）

(2) 提出書類

ア ネーミングライツ・パートナー申込書（様式1）

イ 法人等の概要（様式2）

ウ 法人等の定款，寄附行為，規約又はこれらに類するもの

エ 法人等の申込日の属する事業年度の前3事業年度における貸借対照表，収支決算書その他法人の財務状況を明らかにする書類

オ 法人等の事業報告書その他法人の事業内容を明らかにする書類

カ 法人等の登記事項証明書（商業登記簿謄本）

キ 法人等の納税証明書

(ア) 法人税，消費税について未納がないことの証明書

(イ) 指宿市の市税（同市税が課税されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有する者については，主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税等）について未納がないことの証明書

※ 「市町村税等」とは，各市町村が賦課徴収する市町村税全般（市県民税，固定資産税，軽自動車税等），東京都の特別区にあっては都税を示します。

ク 地域貢献の活動実績を示す書類（任意様式）

ケ 看板設置図等（看板を新設する場合）（任意様式）

(3) 提出部数

正本1部及び副本5部

(4) 提出先

指宿市教育部生涯学習課施設管理係

〒891-0404 鹿児島県指宿市東方9300番地1

電話：090-1417-3834

FAX：0993-23-1024

MAIL：gakushu@city.ibusuki.jp

(5) 提出方法

提出書類一式を上記提出先に郵送又は持参してください。

ア 持参の場合，受付時間は土曜日，日曜日及び祝日を除く，8時30分から17時までとします。

イ 郵送の場合，募集期間内の必着とします。

7 選定方法

(1) 審査委員会の設置

関係部局の職員等からなるネーミングライツ審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に沿って総合的に判断し、優先交渉権者を選定します。

なお、応募者が1者のみであった場合も、審査委員会において本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか審査します。

選定項目	審査項目	審査基準
応募団体等	ネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいかどうか	経営の安定性 事業内容 地域活動への理解・貢献
愛称	市民に受け入れられるか	親しみやすさ 呼びやすさ
契約条件	本市の希望との比較	ネーミングライツ料
		契約期間

(2) ネーミングライツ・パートナーの決定及び公表

市は、優先交渉権者と協議し、協議が整った場合には、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。なお、審査基準に基づく評価結果は公開しないものとします。

選定結果については、応募者に文書で通知します。

8 費用負担

愛称表示に係る費用負担は、以下のとおりとします。

区分	市	ネーミングライツ・パートナー
敷地内外の看板等の表示変更※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や市ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地外や道路標識等の表示変更は、本市や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行います。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツ・パートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

9 留意事項

- (1) 申込みに要する経費等はすべて応募者の負担とします。
- (2) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- (3) 提出書類は理由の有無を問わず返却しません。
- (4) 必要に応じて、追加書類の提出を求めることがあります。
- (5) 提出書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる
こととします。
- (6) 提出書類は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、
個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は非公開とします。
- (7) 無効又は失格となる応募者
 - ア 提出書類の様式及び応募条件に適合しないもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
 - ウ 本審査に関して審査委員との接触があったもの